

令和3年度 災害対策本部要員

考慮要件

- 1 結節毎、本部会議を開催し、情報共有意思疎通及び対応方針等を決定する。
- 2 発災後、主要な段階において、編成及び各部の人員配分を見直す。
- 3 ※印の職員は、警戒体制の段階で、避難所の支援要員として勤務できる職員
- 4 警戒本部体制における編制は、別に示す。



※：調整により避難所勤務可能
 ※：レベル5の段階で、災害対策本部に引き上げる場合がある。